（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第二百五条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第二百六条　第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第二百七条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五章　株主資本等に関する注記

（配当に関する注記）

第二百八条　当中間会計期間において行われた配当については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三　基準日が当事業年度の開始の日から当中間会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるものについては、前二号に掲げる事項に準ずる事項

（株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記）

第二百九条　株主資本の金額に、前事業年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

第四編　第二種中間財務諸表

第一章　総則

（第二種中間財務諸表作成の一般原則）

第二百十条　第二種中間財務諸表は、中間会計期間に係る第二種中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

［編を加える。］